

改正

昭和32年3月29日条例第11号

昭和35年3月31日条例第9号

昭和38年10月25日条例第36号

昭和46年12月24日条例第61号

昭和52年10月3日条例第34号

昭和55年3月31日条例第17号

昭和56年7月4日条例第41号

昭和57年3月31日条例第29号

昭和60年3月30日条例第19号

昭和62年12月22日条例第44号

平成3年12月25日条例第35号

平成4年6月29日条例第33号

平成5年6月25日条例第33号

平成6年12月26日条例第41号

平成7年6月29日条例第31号

平成8年12月24日条例第38号

平成9年11月21日条例第47号

平成10年3月24日条例第10号

平成14年12月27日条例第53号

平成24年3月19日条例第26号

平成24年12月14日条例第99号

平成27年3月23日条例第2号

川崎市立図書館設置条例

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、本市に次の図書館及び分館を設置し、必要に応じ閲覧所、配本所等を置くことができる。

区分	名称	位置
図書館	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地 1
	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 2
	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目1, 301番地
	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目16番 3 号
	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目20番地 4
	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地 1
	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号
分館	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号
	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番 1 号
	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番17号
	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地 1
	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号

第 2 条 図書館に館長、司書、司書補、その他必要な職員を置く。

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年 7 月31日からこれを適用する。

附 則 (昭和32年 3 月29日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年 3 月31日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年10月25日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月24日条例第61号)

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和52年10月 3 日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和55年 3 月31日条例第17号)

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和55年6月16日規則第49号で昭和55年7月1日から施行）

附 則（昭和56年7月4日条例第41号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和56年7月13日規則第61号で昭和56年7月15日から施行）

附 則（昭和57年3月31日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第19号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和60年6月12日規則第57号で昭和60年7月16日から施行）

附 則（昭和62年12月22日条例第44号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和63年3月15日規則第15号で昭和63年3月23日から施行）

附 則（平成3年12月25日条例第35号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成4年1月22日規則第6号で平成4年5月10日から施行）

附 則（平成4年6月29日条例第33号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成4年10月1日規則第88号で平成4年10月20日から施行）

附 則（平成5年6月25日条例第33号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成5年8月25日規則第82号で平成5年10月8日から施行）

附 則（平成6年12月26日条例第41号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成7年2月15日規則第5号で平成7年4月1日から施行）

附 則（平成7年6月29日条例第31号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成7年10月31日規則第80号で平成7年11月1日から施行）

附 則（平成8年12月24日条例第38号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成9年1月14日規則第1号で平成9年1月21日から

施行)

附 則 (平成9年11月21日条例第47号)

この条例は、平成9年11月25日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日条例第53号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成15年5月30日規則第72号で川崎市立麻生図書館柿生分館に関する部分は平成15年6月18日から、川崎市立幸図書館日吉分館に関する部分は同年7月1日から施行)

附 則 (平成24年3月19日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第99号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成25年2月13日規則第3号で平成25年4月2日から施行)

附 則 (平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日